Ⅰ　工事概要

１　工　事　名　　令和８年度那賀町林業ビジネスセンター外壁塗装工事

２　工　事　箇　所　　徳島県那賀郡那賀町吉野

３　工　事　概　要　　外壁　木材保護塗料塗り下地調整　920㎡
外壁　木材保護塗料塗り　920㎡

Ⅱ　建築工事仕様書

章	項　目	特　記　事　項
１章 一般共通事項	① 適用基準等	◎ 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）建築工事編　以下「改標仕」という。 ・公共建築工事標準仕様書（令和７年版）建築工事編　以下「標仕」という。
		◎ 設計図書の優先順位は次の順とする。 (1)　閲覧補足説明書及び閲覧図書に係る質問回答書 (2)　特記仕様書 (3)　図面 (4)　公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版）等
		◎ 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された（低騒音型・低振動型）建設機械を使用する。 ◎ 本工事で使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要綱」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。
	② 工事関係図書	◎ 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎ 施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出して、承諾を受けること。
	③ 工事現場管理	◎ 工事現場には、工事標識を監督員の指示に従い見易い場所に設ける。 ◎ 工事車両の駐車場所及び資材置場は、現地において監督員と協議の上決定する。 ◎ 工事関係図書及び監督員から指示された事項については、施工に携わる下請人にも十分周知徹底すること。 ◎ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎ 道路及び周辺の土地、家屋、工作物等を損傷しないよう必要な予防処置を行うこと。損傷を与えた場合は、請負業者の負担でその都度 補修又は補償すること。又、前面道路等を汚した場合は、その都度、速やかに清掃をすること。 ◎ 元請け業者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請け業者を指導すること。 (1)　積載重量制限を越えた土砂等の積み込みは行わない。 (2)　さし枠装備車、不表示車等は使用しない。 (3)　過積載車両、さし枠装備車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けない。 (4)　建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。 (5)　過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は指名停止措置を講ずる場合がある。 (6)　工事車両の駐車場所及び資材置場は、現地において監督員と協議の上決定する。
	④ 材料・製品等	◎ 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの及び同等以上のものとする。 但し、同等品以上とする場合は、監督員の承諾を受けること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 また、メーカーを２社以上記載してあるものは、（参考）図面と異なっていても、採用メーカーの仕様とする。 ◎ 建築工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
	⑤ 施　　工	◎ 工事現場監督員は常駐できないので疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は監理事務所へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎ 施工にあたっては、設計図書にしたがって忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済であっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、請負業者の責任において実施し、それに要する費用は請負業者の負担とする。 ◎ 本工事の施工にあたっては、各工事にかかる当該業種の１級及び２級技能士の有資格者をつとめて活用すること。 ◎ 工事期間中、既存施設での運用は継続するため敷地内の安全には充分注意する。
	⑥ 工事検査及び技術検査	◎ 設計図書（各施工計画書含む。）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎ 試験等によらなければ、確認出来ない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
	⑦ 完成図等	◎ 工事写真撮影は、着工前・工事中（各工事毎の工程）及び竣工写真とする。 ◎ 工事完成写真は、専門家に（ ・ よる ⊙ よらない）ものとする。 ◎ 竣工時、請負業者は、監督員の指示により、竣工図及び保全に関する説明書等を作成し、提出すること。
	⑧ 火災保険	◎ 対象物 工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。 ◎ 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1)　杭及び基礎工事 (2)　ｺﾝｸﾘｰﾄ躯体工事 (3)　屋外付帯工事 (4)　その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合 ◎ 付保する時期及び金額：鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造の場合は、躯体工事完了時に請負金額相当額を付保する。 ◎ 保険終期 工事完成期日に１４日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には、保険の期日も延長する。 ◎ その他 (1)　建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2)　付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、請負者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。

章	項　目	特　記　事　項
２章 仮設工事	① 敷地の状況確認	◎ 着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路、及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
	② 足場等	◎ 外部足場（種類：くさび式足場）西、北、東面 ◎ 外部足場（種類：脚立足場）南面（１、２階）
	③ 工事用水、電力等	◎ 既存電力利用（出来る：有償） ◎ 既存用水利用（出来る：有償）
３章 塗装工事	① 外壁塗装	◎木材保護塗料塗り（ＷＰ） ◎参考メーカー：キシラデコール（大阪ガスケミカル株式会社） ◎工程 １．下地調整　：ケレン等 ２．下塗り　：木材保護塗料 ３．上塗り（１回目）：木材保護塗料 ４．上塗り（２回目）：木材保護塗料

	工事名称	令和８年度 那賀町林業ビジネスセンター外壁塗装工事	図名	特記仕様書		那賀町					図番
			縮尺	―――	年月 R8・						A-01